

救急医療の確保のための新たな施策（平成20年4月～）

厚生労働省医政局指導課（平成20年3月3日）

資料2

対象 施策	病院前救急医療	救急医療機関			医師等の医療従事者
		初期救急医療機関	二次救急医療機関	三次救急医療機関	
制度上の措置	医療計画の策定				標榜診療科に「救急科」を追加（P6）
	基準病床数制度における特例の対象に周産期疾患に係わる病床を規定（P7）				
			社会医療法人の認定要件の一つに、一定水準以上の救急医療等の実施を規定（P1）		
予算上の措置			社会医療法人の医療保健業について法人税非課税（予定）（P1）		救急救命士病院実習 受入促進経費の増額（P15）
	医療機能情報の提供制度（平成19年度創設、平成21年度本格稼働）（P5）				
	救急患者受入コーディネーター確保事業（P13）		救急医療情報システム充実強化事業（P12）		
診療報酬上の措置	ドクターヘリ導入促進事業（3機追加）		地域救命救急センター運営事業（P10）		救急医療専門領域医師研修事業（P9）
			重症外傷機能確保経費（P11）		
	ドクター・ヘリ等による診療の評価（救急搬送診察料）の引き上げ（P17）		入院早期における救命救急入院料の手厚い評価（P16）		
	診療所での夜間等の診療を新たに評価（P17）		精神科疾患への診療の大幅な加算（P18）		
			脳卒中対策として、t-PAによる超急性期の治療の評価（P18）		
			産科、小児科、内科、整形外科、及び脳神経外科に係る入院医療を提供している病院の評価（入院時医学管理加算）（P16）		
			勤務医負担軽減策の具体的な計画を評価（入院時医学管理加算（再掲））（P16）		
			医師事務作業補助体制加算の新設（P16）		
			（産科）妊産婦緊急搬送入院加算の新設（P19）		
			（産科）ハイリスク妊産婦の入院管理を評価（P19）		
		（小児）超重症児・準超重症児入院診療加算の引き上げ（P19）			
		急性期後の入院機能の評価（亜急性期入院医療管理料2の新設）			
		（小児）時間外等の外来医療の評価（P19）			

社会医療法人制度のスタート

<平成20年4月以降認定開始>

都道府県知事
の認定



- 役員、社員等については、親族等が3分の1以下であること
- 定款又は寄附行為において、解散時の残余財産を国等に帰属させる旨定めていること
- 救急医療等確保事業を実施していること 等

認定要件

税制優遇措置
(法人税)

- 収益事業の実施
- 社会医療法人債の発行
- 法人運営の安定化

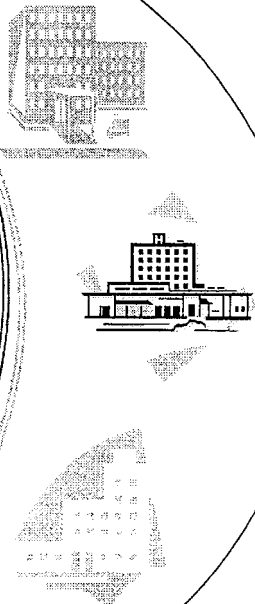
社会医療法人

医療計画に記載された
救急医療等確保事業

改正医療法 第30条の4第2項第5号

- イ 救急医療
- ロ 災害時における医療
- ハ へき地の医療
- ニ 周産期医療
- ホ 小児医療
(小児救急医療を含む)

公立病院等



医療法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準を定める告示（案）（社会医療法人部分抜粋）

1. 制定の経緯

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）により、新たに社会医療法人制度が創設されたところ。

本告示は、厚生労働大臣が定めることとされた社会医療法人が行う救急医療等に係る基準を定めるものである。

2. 告示の内容

1. 社会医療法人が行う救急医療等に係る基準

法第42条の2第1項第5号において厚生労働大臣が定めることとされた社会医療法人が行う救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療に係る構造設備、体制、実績に関する基準を以下のように定める。

（1）救急医療に係る基準

法第30条の4第2項第5号イに掲げる救急医療の確保に必要な事業に係る業務について、法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、以下のとおりとする。

① 当該業務を行う病院の構造設備

診察室、処置室、専用病室及びエックス線診療室その他の救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。ただし、精神科救急医療にあつては、診察室及び処置室その他の精神科救急医療を行うために必要な施設及び設備を有すること。

② 当該業務を行うための体制

当該病院が次のいずれにも該当すること。ただし、精神科救急医療にあつては、その所在地の都道府県が作成する医療計画において精神科救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されており、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第5条の2第1号から第3号までに掲げる基準を満たすこと。

イ その所在地の都道府県が作成する医療計画において救急医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されていること。

ロ 救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること。

② 当該業務の実績

当該病院が次のいずれかに該当すること。ただし、精神科救急医療にあつては、当該会計年度前3会計年度において精神疾患に係る時間外等に診療した件数（電話等による再診の件数を除く。）が、その所在地が属する精神科救急医療圏（都道

府県が精神科救急医療の整備を図るべき地域的単位として設定した区域をいう。)内の人口を1万で除した数に7・5を乗じて得た数(その数に小数点以下1位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)以上であること。

イ 当該会計年度前3会計年度における初診料が算定された件数に占める診療時間以外の時間、休日又は深夜(以下「時間外等」という。)において初診を行った場合の加算が算定された件数の割合((2)③イにおいて「時間外等加算割合」という。)が100分の20以上であること。

ロ 当該会計年度前3会計年度における夜間(午後6時から翌日の午前8時までをいうものとし、休日を除く。)若しくは休日に救急自動車及びこれに準ずる車両による搬送を受け入れた件数を3で除した数((2)③イにおいて「夜間等救急自動車等搬送件数」という。)が750以上であること。

(2) 災害時における医療に係る基準

法第30条の4第2項第5号ロに掲げる災害時における医療の確保に必要な事業に係る業務について法第42条の2第1項第5号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、以下のとおりとする。

① 当該業務を行う病院の構造設備

次のいずれにも該当すること。

イ 集中治療室及び備蓄倉庫、簡易ベッド及び携帯用医療機器並びに食料、飲料水及び医薬品その他災害時における医療を行うために必要な施設(診療を行う施設にあっては、耐震構造を有するものとする。)、設備及び物資を有すること。

ロ 災害時において当該病院の近接地にヘリコプターの離発着が可能な敷地を確保すること。

ハ 厚生労働省に登録された災害派遣医療チームを有すること。

② 当該業務を行うための体制

当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ その所在地の都道府県が作成する医療計画において災害時における医療の確保に関する事業に係る医療連携体制を構成するものとして記載されていること。

ロ 救急患者に対し医療を提供する体制を常に確保すること。

③ 当該業務の実績

当該病院が次のいずれにも該当すること。

イ 時間外等加算割合が100分の16以上又は夜間等救急自動車等搬送件数が600以上であること。

ロ 当該会計年度の前会計年度において都道府県が行う防災訓練又はこれに準ずるものに参加していること。

ハ 都道府県又は国からの災害派遣医療チームの派遣の要請があった場合に、これに応じたこと。ただし、要請に応じなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

(中略)

2. 施行日

本告示は平成20年4月1日から適用する。

※ただし、平成20年度においては、(1)③「当該年度前3会計年度」とあるのは「当該年度の
前会計年度」と、「件数を3で除した数」とあるのは「件数」と、「7・5」とあるのは「2・5」
と、(4)③中「当該年度前3会計年度」とあるのは「当該年度の前会計年度」と、「件数を3で
除した数」とあるのは「件数」と、「3以上」とあるのは「1以上」と、(5)③中「当該年度前
3会計年度」とあるのは「当該年度の前会計年度」とし、平成21年度においては、(1)③中
「当該年度前3会計年度」とあるのは「当該年度前2会計年度」と、「3で除した」とあるのは
「2で除した」と、「7・5」とあるのは「5」と、(4)③中「当該年度前3会計年度」とある
のは「当該年度前2会計年度」と、「3で除した」とあるのは「2で除した」と、「3以上」とあ
るのは「2以上」と、(5)③中「当該年度前3会計年度」とあるのは「当該年度前2会計年度」
とする。

医療機能情報の提供制度の創設

平成19年4月1日施行

医療機関に対し、医療機関の医療機能に関する一定の情報について、都道府県への報告を義務付け、都道府県が情報を集約してわかりやすく提供する仕組みを創設(薬局についても同様の仕組みを創設)

改正前制度

【患者が医療情報を得る手段】

- 医療機関の行う広告
- インターネット等による広報
- ※ 医療機関側による任意の情報
- 利用者に対する医療機関内の院内掲示

等

【見直しの視点】

- 必要な情報は一律に提供
- 情報を集約化
- 客観的な情報をわかりやすく提供
- 相談・助言機能の充実

現行制度

医療機関

医療機関の管理者に対し、医療機能に関する一定の情報について、報告を義務化

都道府県

- 集約した情報をインターネット等でわかりやすく提供
- 医療安全支援センター等による相談、助言

住民

- 「一定の情報」は医療機関でも閲覧可能
- 正確かつ適切な情報の積極的な提供を行うよう努める責務
- 患者等からの相談に適切に応ずるよう努める責務

【「一定の情報」の例】 ※具体的な範囲は、厚生労働省医政局内に常設する検討会で検討

- 管理・運営・サービス等に関する事項(診療科目、診療日、診療時間、病床数、外国語対応 等)
- 提供サービスや医療連携体制に関する事項(専門医[※広告可能なものに限る]、保有する設備、対応可能な疾患・治療内容、対応可能な在宅医療、セカンドオピニオン対応、地域医療連携体制等)
- 医療の実績、結果に関する事項(医療安全対策、院内感染対策、クリティカルパスの実施、診療情報管理体制、情報開示体制、治療結果に関する分析の有無、患者数、平均在院日数 等)

※死亡率など治療結果情報のアウトカム指標については、今後、データの適切な開示方法等、客観的な評価が可能となったものから順次追加予定

標榜診療科の見直し後の例

※ 医療法施行令の一部改正(平成20年2月27日公布)による。新たに標榜することができる診療科名は、今後、通知等において示す予定。

(医科)

内科
呼吸器内科
循環器内科
消化器内科
血液・腫瘍内科
（血液内科、腫瘍内科）
糖尿病・代謝内科
内分泌内科
腎臓内科
神経内科
心療内科
感染症内科
小児科
精神科
皮膚科
眼科
耳鼻咽喉科
アレルギー科
リウマチ科
放射線科
（放射線診断科、放射線治療科）

外科
呼吸器外科
心臓血管外科
消化器外科
乳腺外科
小児外科
気管食道外科(※)
肛門外科
整形外科
脳神経外科
形成外科
美容外科
泌尿器科
産婦人科(産科、婦人科)
リハビリテーション科
救急科
病理診断科
臨床検査科

※ 耳鼻咽喉科等との組み合わせも可能

(歯科)

歯科
小児歯科
矯正歯科
歯科口腔外科

医療法施行規則の一部を改正する省令（案）等 （特例病床部分抜粋）

平成20年2月15日

1. 改正の経緯

（前略）

（2） 医療計画の基準病床数制度においては、既存病床数が基準病床数を上回る地域における新たな病床の設置については、原則として都道府県知事の勧告等が行われることとなるが、特定の病床については、地域の実情に応じて、特例的に勧告等が行われないこととされているところ。この特定の病床について、周産期医療の確保及び治験の推進の観点から、必要な見直しを行うこととした。

（中略）

2. 改正の内容

2. 医療計画の基準病床数制度において特例の対象となる特定の病床に関する事項

医療計画の基準病床数制度において、特例の対象となる特定病床について、以下のとおり改正する。

（1） 後方病床の不足等によってNICU（新生児集中治療室）からの退院に支障を来している状況を踏まえ、MFICU（母体胎児集中治療室）・NICU以外の周産期医療に係る病床の確保を図る観点から、専ら周産期疾患に関し診断・治療・調査研究・研修を行う病院等の当該機能に係る病床のうち、母体胎児集中治療室（MFICU）・新生児集中治療室（NICU）に係る病床に限って特例の対象とされていたところを、専ら周産期疾患に関し診断・治療・調査研究・研修を行う病院等の当該機能に係る病床全てを特例の対象とする。

（中略）

5. 施行期日等

（1） 本省令案の施行を平成20年4月1日（予定）とする。

（後略）

救急医療体制の整備等

(厚生労働省)

(平成19年度予算額) (平成20年度予算案)
 [8,948百万円 → 9,989百万円]

救急医療対策は、昭和52年度から、初期、二次、三次救急医療施設及び救急医療情報センターの計画的かつ体系的整備を推進してきたところであり、平成20年度においても、引き続き、小児救急を含むこれらの救急医療体制の確保を図る。

[体系的な救急医療体制の拡充整備、ドクターヘリ導入促進事業、小児科・産科医療体制の集約化・重点化、救急救命士病院実習受入促進経費、自動対外式除細動器普及啓発事業等の一部については、医療提供体制推進事業(統合補助金)172億円の内数となる。]

(1) 体系的な救急医療体制の拡充整備	[7,803百万円]
① 小児救急電話相談事業等	< 569百万円 >
ア. 小児救急電話相談事業 (47か所)	(520百万円)
イ. 小児救急医療啓発事業 (47か所)	(49百万円)
② 初期救急医療体制	< 51百万円 >
小児救急地域医師研修事業 (200拠→47か所 (市町村等事業→都道府県事業))	
③ 第二次救急医療体制	< 2,251百万円 >
ア. 共同利用型病院 (11地区)	(122百万円)
イ. 小児救急医療支援事業 (200地区→238地区)	} ホンコール体制も可
ウ. 小児救急医療拠点病院 (50か所→38か所)	
エ. ヘリコプター等添乗医師等確保経費	(2百万円)
オ. 救急医療専門領域医師研修事業 (新規)	(83百万円)
④ 第三次救急医療体制	< 3,153百万円 >
ア. 救命救急センター (71か所→70か所)	(2,588百万円)
イ. 地域救命救急センター (新規) (6か所)	(200百万円)
ウ. 心臓病等の専門医確保経費 (71か所→70か所)	(146百万円)
エ. 小児救急専門病床確保経費 (10か所)	(187百万円)
オ. 重症外傷機能確保経費 (新規) (7か所)	(31百万円)
⑤ 救急医療情報センター等	< 1,778百万円 >
ア. 救急医療情報センター (44か所→47か所)	(987百万円)
イ. 救急医療情報システム充実強化事業 (新規) (44か所)	(77百万円)
ウ. 救急患者受入コーディネータ確保事業 (新規) (47か所)	(695百万円)
エ. 中毒情報基盤整備事業	(18百万円)

(2) ドクターヘリ導入促進事業 (13か所→16か所)	[1,359百万円]
早期治療の開始と迅速な搬送による救命率等の向上を図るため、救命救急センターにドクターヘリ(医師が同乗する救急専用ヘリコプター)を委託により配備する。	

(3) 小児科・産科医療体制の集約化・重点化	[436百万円]
集約化・重点化を実施する地域において、拠点病院とのネットワーク化を進めるため、小児科・産科の病床を削減し、医療機能の変更(他科病床、他の診療機能など)を行う連携病院等を対象に支援を行う。	

(4) 救急救命士病院実習受入促進経費	[89百万円]
救急救命士の資質の向上を図るため、救急救命士の病院実習の受け入れ促進措置を講ずる。	

(5) 自動体外式除細動器(AED)普及啓発事業	[132百万円]
非医療従事者がAEDを用いた積極的な救命活動が行われるよう講習の実施や普及・啓発等を行う。	

(6) 災害医療対策費(新規)	[20百万円]
災害時における医療体制の整備を図るため、災害医療調査事業や災害拠点病院等活動に必要な整備を行う。	

(7) 広域災害・救急医療情報システム	[27百万円]
災害時における全国ネットの災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を行う。	

(8) 災害派遣医療チーム研修事業	[67百万円]
災害発生時に迅速な派遣が可能な災害派遣医療チーム(DMAT)の研修を実施する。	

(9) 救急医療関係者研修経費	[21百万円]
救急医療に従事する救急専門医、看護師、救急救命士等の研修等を実施する。	

(10) 国立病院等救急医療センター等	[33百万円]
交通事故による外傷患者に対応するため、国立病院(ナショナルセンター)に救急医療センター等を設置する。	

(11) 救急救命普及推進費	[4百万円]
国民に対し救急医療に関する知識の普及啓発を図る。	

(注) 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

救急医療専門領域医師研修事業（新規）

20年度予算案

83百万円

入院を要する救急医療を担う医療機関等において診療を行う医師を対象に、脳卒中・急性心筋梗塞・小児救急・重症外傷等に対する専門的な救急医療に対応する研修を救命救急センター等において実施する。

- （対象か所数） 47か所
- （補助先） 都道府県（委託を含む）
- （補助率） 1／2（負担割合：国1/2、都道府県1/2）
- （積算単価） 3,528千円／1か所
- （対象経費） 講師謝金、実習材料費
- （創設年度） 平成20年度